

【日時】

令和4年3月17日（木）13：15～

【場所】

菊川市総合保健福祉センター プラザけやき 2階検診ホール

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 令和3年度介護給付費の状況及び第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画の進捗状況について
 - (2) 地域密着型サービスについて
 - (3) 地域包括支援センターの運営について
 - (4) その他
- 4 閉会

【議事録】

- (1) 令和3年度介護給付費の状況及び第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画の進捗状況について

質疑なし

- (2) 地域密着型サービスについて

(委員) ひまわりのことについて、居宅介護施設なので、自宅に行って介護のサービスを行う所で良いですか。

(事務局) ひまわりのサービスですけれども、小規模多機能型居宅介護で、御自宅にいらっしゃる方がヘルパーの訪問を受けたりサービス事業所にサービスを利用しに行くというものでございますけれども、ひまわりが有料老人ホームと併設になっているものですから、その施設にお住まいの方がデイサービスとかヘルパーのサービスを受ける形態となっているものでございます。

(委員) それは、共同生活介護に近いと云うことですか。

(事務局) 有料老人ホームですので、そのようになります。

(3) 地域包括支援センターの運営について

(委員) 地域包括支援センターのあかっち窓口が令和4年度から機能するという事ですけれども、説明の中で「派遣」と「市に出向」とありましたが違いは何ですか。市に出向になった方がより機能するようなことはありますか。

(事務局) 包括支援センターの設置については、権利擁護とか介護予防プランの作成といったようなことで4つ業務あります。それを「主任ケアマネ」「保健師」「社会福祉士」の3職種で途切れることなく連携して取り組んで行くことが包括支援センターの業務になりますが、国ではこの4つの業務を分割して委託することはできないと決めています。

これまでは、けやきにある包括支援センターが4業務を行っていきまして、小笠地域の高齢者の総合相談窓口を繋ぐ役目として、その部分を委託していたという形になりますが、これまでどおりですと、ケアマネの資格を持つような経験が総合相談だけだとできないという事もありますので、これまでの委託に変えて市に出向していただいて、職員の立場で包括支援センターを運営する形をとります。総合相談業務だけでなく包括支援センターの4業務を経験していただくことで人材育成にもつながるという事で、今回この様な形態をとっています。こういった理由から、委託から市に出向していただき、職員として業務に取り組んでいただく形を令和4年度から取りたいと考えています。

(委員) 4人とも市の職員になるということですか。

(事務局) これまでランチにいた3人のうち一人が事情でお休みになりますので、出向いただくのは2人、それから市から主任ケアマネを一人置いて3人になりますが、初年度ですので体制を整えたいということで、お休みされる職員の代わりに、社会福祉士の資格を持つ会計年度任用職員を一人加えまして、4人体制で取り組んで行く考えでおります。

(委員) その中で、看護師の免許を持っている方は何人かいますか。

(事務局) あかっち窓口の中には看護師はいませんが、主任ケアマネの資格を持つものが、保健師の資格をもっています。

(4) その他

来年度の会議の予定について